

化製場等に関する法律（抜粋）

第四条 都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長。）は、化製場若しくは死亡獣畜取扱場の設置の場所が次の各号の一に該当するとき又はその構造設備が都道府県の条例で定める公衆衛生上必要な基準に適合しないと認めるときは、前条第一項の許可を与えないことができる。ただし、この場合においては、都道府県知事は、理由を付した書面をもつて、その旨を通知しなければならない。

- 一 人家が密集してる場所
- 二 飲料水が汚染されるおそれのある場所
- 三 その他都道府県知事が公衆衛生上害を生ずるおそれのある場所として指定する場所

⇒ 昭和59年9月27日 京都市告示第162号

京都市告示第162号

昭和59年9月27日

平成 2年4月19日（一部改正）

平成 9年3月27日（一部改正）

化製場法に関する法律第4条第3号（同法第8条において準用する場合を含む。）の規定により公衆衛生上害を生ずるおそれのある場所を、次のとおり指定します。ただし、市長が土地の状況その他の状況から判断して公衆衛生上害を生ずるおそれがないと認めた場所は、この限りではありません。

- 1 都市計画法第8条第1項第1号に掲げる第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び同項第7号に掲げる風致地区並びにこれら周辺500メートル以内の場所
- 2 文化財保護法第27条第1項の規定により重要文化財に指定されている建造物から500メートル以内の場所並びに同法第69条第1項の規定により史跡、名勝又は天然記念物に指定されている記念物の保存地域及びこれらの地域の周辺500メートル以内の場所
- 3 公園、官公署、病院、学校、集会場その他多数人の集合する施設から500メートル以内の場所
- 4 鉄道、軌道、国道、府道及び主要な市道から500メートル以内の場所